

障害児通所支援事業所の指定取り消し処分について

児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定の取り消しを行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	ハロースマイル株式会社
事業所名	伊丹すくすくの樹（伊丹市）
事業種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
指定年月日	平成 28 年 7 月 1 日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 平成 29 年 9 月 30 日

4 処分理由

- (1) 児童発達支援事業所利用者 1 名及び放課後等デイサービス事業所 1 名について、平成 29 年 4 月から 7 月までの間、実際利用していないにもかかわらずサービス提供記録票を改ざんして架空請求した。
- (2) 平成 28 年 10 月から平成 29 年 8 月 10 日まで、実際には勤務をしない児童発達支援管理責任者を配置したと虚偽報告の上、関連する基本報酬及び加算を不正請求した。
- (3) 当該事業所に対する平成 29 年 8 月 9 日に実施した監査の翌々日の 8 月 11 日付で、突然事業所を閉鎖し、利用者の保護者から多数の苦情が寄せられるなど、利用者の事業所への期待を全く無視した「指定障害児事業者は、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない」とする児童福祉法第 21 条の 5 の 17 第 3 項に違反した。

返還額（概算）約 11,493 千円（加算金を除く）